

基労管発0526第1号
基労補発0526第4号
基労保発0526第2号
平成23年5月26日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労 災 管 理 課 長
補 償 課 長
労災保険業務課長

東日本大震災の被災者に関する遺族（補償）年金等の定期報告の取扱いについて

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく年金たる保険給付又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づく特別遺族年金については、適正な保険給付を行うとの観点から、その受給権者に対し、毎年一回、定期報告書の提出を求めているところである。

その提出時期は、労災保険の年金たる保険給付については受給権者の生年月日（遺族（補償）年金の受給権者にあつては当該年金たる保険給付を支給すべき事由に係る労働者の生年月日）の属する月が、特別遺族年金については当該年金を支給すべき事由に係る死亡労働者等の生年月日の属する月が、それぞれ1月から6月までの月である場合には、昭和63年労働省告示第109号等により6月30日までとされている。

しかしながら、東日本大震災（以下「震災」という。）による甚大な被害が生じている中で、年金受給権者に対し、6月30日までに定期報告書の提出を求めることは困難であると考えられる。

このため、平成23年度においては、定期報告書の提出期限を6月30日から8月31日とするため、下記1のとおり新たに告示を定めるとともに、具体的な事務処理方針を下記2以下のとおりとしたので、万全を期されたい。

記

- 1 「東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域における労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件」等の制定について

平成23年5月23日付けで「東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域における労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件（平成23年厚生労働省告示第167号）」及び「東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域における石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による特別遺族年金の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件（平成23年厚生労働省告示第168号）」が告示され、同日付けで適用することとしたこと。

これにより、平成23年3月11日において被災地域（震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都を除く。））に住所を有する受給権者のうち、6月30日までに今年度の定期報告書の提出が求められていたものについて、その提出期限は8月31日まで延長されることとなること。

2 具体的な事務処理方針について

(1) 定期報告書の送付状況等について

平成23年6月の定期報告書は、被災地域以外分については、平成23年5月20日（金）、被災地域分については、平成23年5月25日（水）に発送したところであるが、被災地域分のうち、あて先不明等により返戻されたものについては、別途配布する電子データを活用し、署ごとに取りまとめ、6月30日（木）までに本省（労災保険業務課年金業務係）あて該当者を報告（報告後返戻されたものについてはその都度）すること。

また、平成23年2月末日までに書面上の決定が行われていても、平成23年4月4日現在で支給決定の機械入力が行われていない受給権者や平成23年4月4日現在において所在不明による差止め中の受給権者であって所在が判明した受給権者等に対する定期報告書については、署から送付することとなり、予備の定期報告関係用紙は、5月20日（金）に地方局へ発送しているので、それを活用すること。なお、被災地域分の定期報告書の送付に当たっては、別添1「提出期限延長のお知らせ」を同封し送付すること。

(2) 定期報告書未提出者に係る未提出理由による区分

定期報告書未提出者については、以下に示す方法により、①死者、②行方不明者、③震災により被災し、定期報告が困難な者、④その他の者に区分すること。

① 死者

本省で警察庁発表資料（死亡者リスト）との突合を定期的に行い、年金受給者である可能性のある者（氏名が合致し、かつ、住所地が同一県内である者）を絞り込み、地方局へ情報提供するので、署において、戸籍等により死亡の確認を行うこと。

② 行方不明者

本省で各県警等で公表されている行方不明者の情報を可能な限り入手し、突合の結果を地方局へ情報提供するので、署においては、存否を確認の上、不明の場合は行方不明者として区分すること。

③ 震災により被災し、定期報告が困難な者

本省で沿岸部の市町村のうち津波による被害が生じた地域及び原子力発電所の事故により立入禁止区域となっている定期報告書の送達が困難と考えられる地域に住所を有する年金受給者を絞り込み、地方局へ情報提供するので、当該リストに掲載されている者であって、定期報告書が未提出の者（上記①又は②に該当する者を除く。）を震災により被災し、定期報告が困難な者として区分すること。

④ その他の者

上記①から③のいずれにも当たらない者（所在が確認できるものの定期報告書が未提出となっている者等）は、その他の者に区分すること。

（３）定期報告書未提出者に係る区分別の取扱い

① 死者・行方不明者

受給権者が死亡・行方不明であることが判明した場合は、平成２３年５月２日付け基労発０５０２第１号「東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて」の記の第２の２以下に準じて取り扱うこと。

② 震災により被災し、定期報告が困難な者

本省で各自治体等で公表されている避難者名簿の情報を可能な限り入手し、突合の結果を地方局へ情報提供するので、居所を確認できた場合には、定期報告書の記載方法等を丁寧に説明の上、提出を促すこと。

また、請求促進を目的とする避難所等への出張相談や巡回配布の際に、別添２の「労災保険から年金を受給されている皆さまへ」を掲示・備え付け・配布する等により、定期報告書を送付していることの周知を行うとともに、相談があった場合には、定期報告書の記載方法等を丁寧に説明した上で、その場で必要事項の記載を求め、回収すること。なお、岩手、宮城及び福島労働局（以下「三局」という。）以外で避難所がある地方局においても、この点を徹底すること。

この場合、定期報告書が未送達の場合も考えられるので、避難所等にお

ける出張相談や巡回配布の際には、定期報告書の用紙を持参すること。

なお、上記の取組によっても所在をつかめない場合には、住民票を取り寄せるなどにより、定期的に所在の確認を行うとともに、所在をつかめない場合であっても、差し止めは慎重に行うこと。

③ 上記①、②のいずれにも当たらない者

労災保険給付事務取扱手引に基づき処理すること。

(4) 定期報告書の添付書類の提出が困難な者への対応

被災地域に住所地を有する年金受給者の定期報告に際して、個別の事情により添付書類（診断書、戸籍謄本、住民票等）の提出が期間内には困難である旨の相談等があった場合は、後日追加で提出すればよい旨指導し、書類が調っていないことのみをもって差し止めを行わないこと。

(5) 労災就学等援護費支給対象者の定期報告の取扱い

労災就学等援護費支給対象者の定期報告についても、上記1以降の取扱いに準じて行うこと。

(6) 上記に係る機械処理事務等については、別途通知する。

3 周知・広報について

震災により受給権者が住所地を離れ、他都道府県に身を寄せている場合もあることから、積極的な周知・広報を行うこと。

(1) 本省が実施する周知・広報

- ① 本省ホームページに今回の取扱いの詳細や問い合わせ先等を掲載
- ② 新聞広告

震災に伴う保険給付の請求促進の広報に併せて、定期報告の提出期限の延長、提出促進について、広報を予定していること。

(2) 地方局が実施する周知・広報

震災に伴う保険給付の請求促進の広報に併せて、定期報告の提出期限の延長、提出促進について、以下の広報を行うこと。

① 三局

ア NHKのテロップ

イ 民放テレビの広告

ウ 地元紙の広告

エ 局ホームページに今回の取扱いの詳細や問い合わせ先等を掲載
(本省ホームページにリンクを張ることで可。以下同じ。)

オ 市町村広報紙への掲載依頼

カ 避難所へのリーフレットの配布・掲示

② 三局以外の局

ア 避難所のある局

自局ホームページに今回の取扱いを掲載するとともに、上記①のオ及びカを行うこと。

イ 避難所のない局

自局ホームページに今回の取扱いを掲載すること。

労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提出期限延長のお知らせ

災害救助法が適用された市町村に住所地を有する労災保険年金・特別遺族年金受給者の皆さまへ

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

東日本大震災により、災害救助法が適用された市町村(東京都の区域を除く。)に住所地を有する皆様の定期報告書(労災就学等援護費の定期報告書を含む。)の『提出期限』(通常は6月30日)が平成23年8月31日に延長されることとなりました。

○提出期限が平成23年8月31日に延長されました。

提出期間は、平成23年6月1日から平成23年8月31日となります。

同封の定期報告書、記入要領及び封筒には、「提出期間が平成23年6月1日より平成23年6月30日まで」と印字されていますが、平成23年6月1日から平成23年8月31日までの期間にご提出ください。

○添付書類(診断書、戸籍、住民票等)の提出について

定期報告書の添付書類(診断書、戸籍、住民票等)について、個別のご事情によりご提出が困難な方は、労働基準監督署にご相談ください。

なお、定期報告書の添付書類は、平成23年6月1日から平成23年8月31日までの期間に作成されたものを提出して頂くこととなりますので、ご注意ください。

労 災 保 険 か ら 年 金 を 受 給 さ れ て い る 皆 さ ま へ

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

労災保険の定期報告書(様式)については、平成23年5月下旬、労災年金受給者(誕生日が1月1日から6月30日までの方)の皆さまに郵送しております。お手元に届いておりますか。

労災保険から年金を受給されている皆さまに、年1回(※)ご報告いただいている定期報告書を確実にお届けするため、ご自宅等を離れて避難生活を余儀なくされている皆さまの居住先を裏面または最寄りの労働基準監督署又は労働局労災補償課までお知らせくださいますようお願いいたします。

郵便局への転居届の手続きがお済みの場合であっても、労災年金受給者の皆さまの居住先を確実に把握し支援が行えるよう、裏面または最寄りの労働基準監督署までご連絡を頂きますようよろしくお願いいたします。

(※) 東日本大震災により、災害救助法が適用される市町村(東京都の区域を除く。)に平成23年3月11日時点でお住まいの方で、誕生日が1月1日から6月30日までの方は、定期報告書(労災就学等援護費の定期報告書を含む。)の『提出期限』(通常は6月30日)が平成23年8月31日に延長されています。

県	監督署	郵便番号	所在地	電話番号
岩手	盛岡	020-0045	盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号 マリオス8階	019-621-5115
	宮古	027-0073	宮古市緑ヶ丘5-29	0193-62-6455
	花巻	025-0091	花巻市西大通り1-6-24	0198-23-5231
	釜石	仮庁舎 026-0012	釜石市上中島町3-2-12 新日本製鐵(株)健康保険組合釜石支部健康センター2F	0193-23-0651
	一関	021-0864	一関市旭町5-11	0191-23-4125
	二戸	028-6103	二戸市石切所字荷渡6-1 二戸合同庁舎2階	0195-23-4131
	大船渡	022-0002	大船渡市大船渡町字台13-14	0192-26-5231
宮城	仙台	983-8507	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-9071
	石巻	986-0832	石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎	0225-22-3365
	古川	989-6161	大崎市古川駅南2-9-47	0229-22-2112
	大河原	989-1246	柴田郡大河原町字新東24-25	0224-53-2154
	瀬峰	989-4521	栗原市瀬峰下田50-8	0228-38-3131
福島	福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階	024-536-4610
	郡山	963-8025	郡山市桑野2-1-18	024-922-1370
	いわき	970-8026	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4階	0246-23-2255
	会津	965-0803	会津若松市城前2-10	0242-26-6494
	須賀川	962-0834	須賀川市旭町204-1	0248-75-3519
		961-0074	白河市郭内1-124	0248-24-1391
	会津署 喜多方支署	966-0896	喜多方市字諏訪91	0241-22-4211
	相馬	976-0042	相馬市中村字桜ヶ丘68	0244-36-4175
	富岡	仮事務所 970-8026	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎5階	0246-68-6044

岩手労働局 労働基準部労災補償課	020-0023	盛岡市内丸7番25号盛岡合同庁舎1号館	(直)019-604-3009
宮城労働局 労働基準部労災補償課	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	(直)022-299-8843
福島労働局 労働基準部労災補償課	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	(直)024-536-4605

